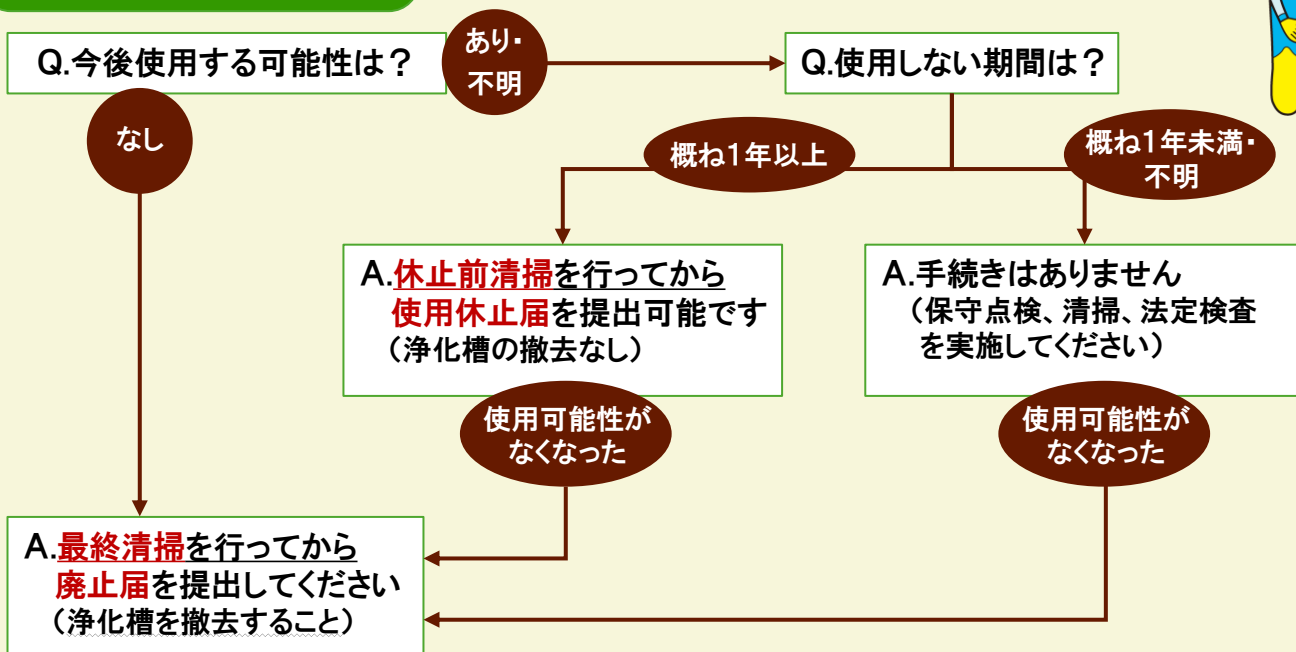


# 浄化槽を使わなくなったときは？

- 浄化槽を撤去する(取り壊す)ときは、浄化槽廃止届を提出しなくてはなりません。
- 浄化槽の撤去はしないが、長期間(概ね1年以上)浄化槽を使用しないことが確実なときは、浄化槽使用休止届を提出することができます。



## 休止・廃止の判断フロー



※ 廃止後の浄化槽は廃棄物です。正当な理由なく撤去せず地中に埋め立てる行為は、法律で禁止されています。(廃棄物処理法第16条)

## 浄化槽使用休止届について

### 【休止の届出前にすること】

- ・ 浄化槽保守点検業者に、**消毒剤の撤去**を依頼してください。
- ・ 浄化槽清掃業者に、**浄化槽の使用休止のための清掃(休止前清掃)**を依頼してください。

### 【休止届に必要な書類】

- ・ 浄化槽使用休止届出書
- ・ 浄化槽の使用休止のための清掃記録

### 【休止届の提出先】

- ・ 浄化槽が設置されている市町村の浄化槽担当部局

※ 使用を再開するときは、**浄化槽保守点検業者に連絡して、浄化槽使用再開のための保守点検を実施し、使用再開届を提出しなくてはなりません。**

## 浄化槽廃止届について

### 【廃止の届出前にすること】

- ・ 浄化槽清掃業者に、**最終清掃**を依頼してください。

### 【廃止届に必要な書類】

- ・ 浄化槽使用廃止届出書
- ・ 浄化槽の最終清掃の記録票

### 【廃止届の提出先】

- ・ 浄化槽が設置されている市町村の浄化槽担当部局

**休止中の浄化槽を使用再開せずに廃止する場合でも、撤去する(取り壊す)前に最終清掃が必要です。**

## 使用の休止・廃止についてのQ&A



- Q.** 浄化槽の休止の手続きをすると、どのようなメリットがありますか？
- A.** 浄化槽の休止期間中は、保守点検、清掃、法定検査の義務が免除されます。
- Q.** どのような場合に休止の手続きができますか？
- A.** 家屋を売却する場合、転居等により長期にわたって家を空ける場合、空き家にする場合等、**再度使用する可能性が残っている場合**は休止の手続きができます。
- Q.** 休止期間中でも、たまに立ち寄ってトイレ等を使うことはできますか？
- A.** 休止期間中は浄化槽を使用することはできません。
- Q.** 休止届を出しましたが、使用再開することなく浄化槽を撤去することになりました。休止前清掃してから一度も使用していない浄化槽なので、最終清掃をせずに撤去してもいいですか？
- A.** 最終清掃をしてから撤去してください。  
休止前清掃では消毒を行わないため、浄化槽の撤去にあたっては、改めて最終清掃により槽内の消毒を実施する必要があります。

## 届出書の様式について

各市町村のホームページのほか、岐阜県公式ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4932.html>（右記QRコードからアクセスできます）



## 問い合わせ先

※岐阜市の区域については、岐阜市の担当部局にお問い合わせください。

浄化槽が設置されている市町村	問合せ先	電話番号
羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜地域環境事務所	058-272-8324 (廃棄物対策係 浄化槽担当)
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所	0584-73-1111 (環境課 廃棄物対策係)
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所	0585-23-1111 (環境課 環境保全係)
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所	0575-33-4011 (環境課 環境保全係)
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所	0574-25-3111 (環境課 廃棄物対策係)
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所	0572-23-1111 (環境課 廃棄物対策係)
中津川市、恵那市	恵那県事務所	0573-26-1111 (環境課 環境保全係)
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所	0577-33-1111 (環境課 廃棄物対策係)